

## 2019 年度国別研修（エジプト）「IT を活用した時間利用調査手法開発」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、JICA 東京）は以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 もしくは様式 2）の提出を公募します。

当該国では、中央動員統計局（Central Agency for Public Mobilization and Statistics : CAPMAS）が総合的に政府統計の整備を行っている。しかしながら CAPMAS の統計データの質は高いとは言えず、これまで公共政策を策定・決定・実施する上での課題となっていた。このため統計データの質向上を図るため、CAPMAS 職員の能力強化を目的とした技術協力の要請が我が国にあり「中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」（2016～2019）が実施された。その結果、人口住宅センサス結果が政策に反映されるなど、精度の向上、データの政策への反映等確実な成果を上げている。

一方、市民の生活状況を把握し、ジェンダー差等の現状把握、SDGs 指標に反映されるデータとしての時間利用調査（日本では「社会生活基本調査」として実施）については未だ実施に至っておらず、また IT を活用した統計手法の導入（タブレット活用による調査、オンライン回答、インターネット上でのデータ公表、GIS を用いた統計地図作成等）についても進捗が遅れており引き続き課題となっている。

以上の背景から、2018 年 8 月、エジプト政府は我が国に対し CAPMAS 職員の時間利用調査（日本では「社会生活基本調査」）及び IT を使ったその他統計調査能力向上を目的とした研修の実施につき要請越した。

なお、本業務の遂行にあたっては、公益財団法人統計情報研究開発センター（Sinfonica: Statistical information Institute for Consulting and Analysis）を契約の相手先（特定者）として、JICA 所定の基準に基づき積算した上で契約を締結する予定である。

上記特定者（公益財団法人統計情報研究開発センター）は、統計情報の利活用技術、その他の統計技術に関する調査・研究・開発、コンサルティングその他の統計情報の広範、かつ有効な利用を促進する事業を行い、もって統計利用の進歩、発展に寄与することを目的として平成 4 年公益財団法人として設立された。

公益財団法人統計情報研究開発センターは、主たる業務として、1. 統計情報の利活

用技術に関する調査・研究等に関する事業 2. 統計 GIS 活動奨励及び研究助成事業 3. 統計情報の普及・啓発に関する事業 4. 統計講座・統計情報セミナー事業 5. 全国統計大会及び統計グラフ全国コンクールに関する事業 6. 統計調査総合補償事業 7. 統計関連の学会等支援事業 8. 開発途上国等への統計技術支援及び国際協力を実施している。

特に8. 開発途上国等への統計技術支援及び国際協力に関する事業については、現在 JICA ネパール国「2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」(2016~2021) を受託実施中であり、総務省統計局、総務省統計研修所、(独)統計センター、(株)日本経済研究所が一体となって支援する官民合同型プロジェクト事業の受託機関となっている。本プロジェクトにおいては、経済センサスに関する高い専門性だけにとどまらず、政府統計の実務の面からも過去に経済センサス実務を行ってきた専門家としてネパール中央統計局へ技術移転が行われている。

また、これまでも、カンボジア国政府統計能力向上計画フェーズ3(2010.10~2015.9)で JICA 事業受託の実績をもち、これら業務を通じて、統計技術、統計行政の理論・実務両面での人材・知見・ネットワークを持つ組織として高い評価を得ている。

以上から、特定者は以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

- (1) 業務名：2019 年度国別研修（エジプト）「IT を活用した時間利用調査手法開発」  
コース研修委託業務
- (2) 担当部署：JICA 東京 産業開発・公共政策課
- (3) 業務内容：別添「研修委託業務概要」参照
- (4) 研修コース実施期間：  
2020 年 2 月 24 日から 2020 年 3 月 7 日まで(予定)
- (5) 契約履行期間：  
2020 年 2 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで(予定)

## 2. 応募要件

- (1) 基本的要件
  - ① 公示日において、令和 01・02・03 年度の全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること。

- ① 案件受託上の条件として、2019 年度案件を第 1 回目として受託し、2022 年度まで毎年、計 4 回受託可能であること。なお、2019 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022 年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。
- ② 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③ 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④ 業務総括者は金融・財政分野の研修実施の経験を有するとともに、債務リスク管理にかかる十分な知見を有すること。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2019 年 12 月 2 日（月）16:00 から同年 12 月 16 日（月）16:00 まで。
	提出場所	JICA 東京産業開発・公共政策課
	提出書類	1. 参加意思確認書、2. 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送（郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）

※提出書類について

#### A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式 3）

#### 【共同企業体を結成する場合】

- 4) 共同企業体結成届（様式 4）
- 5) 構成員の 2) 及び 3) の書類

**B. 全省庁統一資格を有していない者**

- 1) 公募参加確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式 3）

**【共同企業体を結成する場合】**

- 7) 共同企業体結成届（様式 4）
- 8) 構成員の 2) から 6) にかかる書類

(2) 審査結果の通知	通知日	2019 年 12 月 18 日（水）
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送。
(3) 応募要件無しの理由 請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）
	請求締切日	2019 年 12 月 27 日（金）
	回答発送日	2020 年 1 月 10 日（金）
	回答方法	郵送

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課（担当：橋本）

電話：03-3485-7635 Eメール：[tictip@jica.go.jp](mailto:tictip@jica.go.jp),

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3. (3) を参照ください。）

- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 契約書作成の要否：要
- (12) 共同企業体の結成：認めます。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。
- (14) 情報の公開について：

公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則好評しますのでご承知ください。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- ③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ④ 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

以上

## 2019 年度国別研修（エジプト）「IT を活用した時間利用調査手法開発」コース 研修委託業務概要

### 1. 研修コース概要

#### (1) 研修コース名

国別研修（エジプト）研修「IT を活用した時間利用調査手法開発」

#### (2) 背景

エジプト国では、中央動員統計局（Central Agency for Public Mobilization and Statistics : CAPMAS）が総合的に政府統計の整備を行っている。しかしながら CAPMAS の統計データの質は高いとは言えず、これまで公共政策を策定・決定・実施する上での課題となっていた。このため統計データの質向上を図るため、CAPMAS 職員の能力強化を目的とした技術協力の要請が我が国にあり「中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」（2016～2019）が実施された。その結果、人口住宅センサス結果が政策に反映されるなど、精度の向上、データの政策への反映等確実な成果を上げている。

一方、市民の生活状況を把握し、ジェンダー差等の現状把握、SDGs 指標に反映されるデータとしての時間利用調査（日本では「社会生活基本調査」として実施）については未だ実施に至っておらず、また IT を活用した統計手法の導入（タブレット活用による調査、オンライン回答、インターネット上でのデータ公表、GIS を用いた統計地図作成等）についても進捗が遅れており引き続き課題となっている。

以上の背景から、2018 年 8 月、エジプト政府は我が国に対し CAPMAS 職員の時間利用調査（日本では「社会生活基本調査」）及び IT を使ったその他統計調査能力向上を目的とした研修の実施につき要請越した。

#### (3) 案件目標

時間利用調査（日本では「社会生活基本調査」に該当）の計画・実施及び IT を活用した各種統計手法について、日本の取り組みを理解することを通じ CAPMAS によって時間利用調査が適切に利用され、統計データが SDGs 指標に用いられる等広く利活用される。



(4) 研修で達成される成果

- 1) 日本の時間利用調査に関する実務を理解する。
- 2) 日本や諸外国の時間利用調査の利活用を理解する。
- 3) ITを使った統計手法を理解する。
- 4) 総務省統計局やその他省庁が行っている統計を用いたSDGs指標への活用を理解する。

(5) 研修期間(予定)

全体受入期間:2020年2月24日~2020年3月7日

技術研修期間:2020年2月25日~2020年3月6日

(6) 人数(予定)

10名(応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり)

(7) 研修対象国(予定)

エジプト

(8) 対象研修員

中央動員統計局(CAPMAS)の職員

(9) 使用言語

英語(講師は原則英語で講義を行う)

(10) 研修コース概要

1) 本邦研修期間

主に以下内容の講義、視察を行う。

- ① 社会生活基本調査に関する計画・実施・公表等(講義)
- ② オンラインシステム、SDGs指標に関するもの(講義)
- ③ 総務省統計局(視察)
- ④ 地方自治体における社会生活基本調査(視察)

2) 研修付帯プログラム

- ① ブリーフィング(滞在諸手続き):0.5日間、来日翌日午前
- ② プログラムオリエンテーション(研修概要説明):1.5時間程度、技術研修初日
- ③ 評価会:0.5日間、技術研修最終日

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- 4) JICA 東京及び本部、省庁、その他関係機関との連絡・調整
- 5) 研修監理員（通訳）との調整、及び確認
- 6) プログラムオリエンテーションの実施への協力
- 7) 研修の運営管理とモニタリング
- 8) 研修員の技術レベルの把握
- 9) 各種発表会の実施への協力
- 10) 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- 11) 研修員からの技術的質問への対応
- 12) 評価会への出席、実施補佐
- 13) 閉講式への出席、実施補佐
- 14) 反省会への出席
- 15) 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- 1) 講師の選定・確保
- 2) 講師または所属先への講義依頼文書の発出
- 3) 講義室及び使用資機材の確認及び手配
- 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・手配・確認（著作権処理を含む）
- 5) 講義実施時の講師への対応
- 6) 講師謝金の支払い
- 7) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 8) 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 視察の実施に関する事項

- 1) 視察先の選定・確保
- 2) 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- 3) 視察先への引率
- 4) 研修員の交通手配
- 5) 視察謝金等の支払い
- 6) 視察先への礼状作成と送付

(4) 事後整理

- 1) 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- 2) 経費精算報告書作成
- 3) 資材資料返却

(5) その他

2016年～2019年に実施していた技術協力プロジェクト「中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」の後継案件となる。

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修終了後速やか（契約書記載の期限まで）に提出する。

4. その他

- (1) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要、見積書作成・契約管理・経費精算書作成についての各種ガイドラインは当機構ホームページの該当箇所を参照のこと。見積書および経費精算報告書様式については同ガイドラインによらず JICA 東京指定の様式を使用する。

(URL:[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html))

- (2) 宿泊および航空券手配（研修員、研修監理員、同行者1名分）は当機構が行う。

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性があります。

\* 全省庁統一資格を有している場合 \*

2019年 月 日

### 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役  
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印

2019年度国別研修（エジプト）「ITを活用した時間利用調査手法開発」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 3 付属書類

※ 令和01・02・03年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以上

**\* 全省庁統一資格を有していない場合 \***

様式 2

2019年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター 契約担当役  
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印

2019年度国別研修（エジプト）「ITを活用した時間利用調査手法開発」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日：2019年 月 日

## 誓 約 書(案)

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 殿

2019年度国別研修（エジプト）「IT を活用した時間利用調査手法開発」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名  
役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上

2019年 月 日

## 共同企業体結成届

独立行政法人 国際協力機構  
契約担当役 東京センター  
所長 木野本 浩之 殿

2019年 月 日付で公告(参加意思確認公募)のありました2019年度国別研修(エジプト)「ITを活用した時間利用調査手法開発」に係る参加意思確認公募についてに係る公募参加に関し、「(商号/名称)〇〇〇〇〇」と「(商号/名称)〇〇〇〇〇」は共同企業体を結成し、共同連帯責任をもって業務の遂行にあたりますこと届け出ます。

2019年度国別研修(エジプト)「ITを活用した  
時間利用調査手法開発」研修委託業務共同企業  
体

代表者 住所  
商号/名称 ㊞  
代表者役職・氏名 ㊞

構成員 住所  
商号/名称 ㊞  
代表者役職・氏名 ㊞